

報道資料

令和5年10月30日

【問い合わせ先】

奈良県 食と農の振興部 担い手・農地マネジメント課

主幹 藤井 (内線 4021)

主任調整員 佐藤 (内線 4025)

主任主事 中野 (内線 4026)

電話 0742-27-7615 (直通)

奈良県初の地域計画が 大和郡山市上三橋地区で策定されました！

奈良県では、独自の施策として、農業振興を図るエリアを「特定農業振興ゾーン」に設定し、各地域が抱える課題や強みを踏まえ、オーダーメイド型で施策を講じ、農地の集団化や多様な担い手の確保等を図る取組を推進してきました。

ゾーン設定全10地区の1つである「大和郡山市三橋地区」(※) (令和4年3月設定)では、大和の伝統野菜「大和丸なす」の販路多様化による安定販売を中心に、夏場の作業環境改善や担い手の農地の集積等に取り組んでいます。

このような中、関係法令の改正が令和5年4月に施行され、地域での話合いにより目指すべき将来の農業利用の姿を明確化する「地域計画」を定めなければならなくなりました。

このたび、ゾーン地区である「大和郡山市上三橋地区」(※)において、県内初の地域計画が本日策定されました。

第一号策定を契機に、県内全体にその取組を拡げていきたいと考えております。

(※) 特定農業振興ゾーンの「大和郡山市三橋地区」と、今回地域計画を定めた「大和郡山市上三橋地区」は、名称が異なりますが、同じエリアです。

(参考1) 地域計画とは

地域計画とは、地域内の話し合いを通じて、「10年後の地域農業の目指すべき姿」「目指すべき姿を実現するために必要な取組」等を明らかにし、それを計画にとりまとめたものです。地域計画には、地域内の農地ごとに将来（10年後）の耕作者を地図に落とし込んだ「目標地図」も含まれます。

令和7年3月末までに、一定の市町村（基本構想を策定している市町村）の市街化区域を除く全ての地域で策定する必要があります。

なお、市町村が地域計画を定めたときは公告することとされています。

(参考2) 大和郡山市上三橋地区の地域計画の概要

大和郡山市上三橋地区は、大和丸なす、イチゴなど施設園芸の作付けが盛んに行われてきた地域です。

同地区には9名の担い手がおり、今後、高齢等による耕作できなくなる農地についてはその9名の担い手へ集積される計画です。

同地区の地域計画策定までの主な取組は以下のとおりです。

9月27日 地区の担い手からの意見聴取

10月1日 地区の役員を集めた説明会

10月13～27日 公告縦覧

(参考3) 特定農業振興ゾーン「大和郡山市三橋地区」の概要

令和4年8月、奈良県、大和郡山市、上三橋地区の3者により、「特定農業振興ゾーン」の指定に伴う協定書を締結しました。

詳しくは以下URLをご覧ください。

<https://www.pref.nara.jp/item/280632.htm#itemid280632>

